

## 指定管理者のモニタリングにおける総合評価の基本的な考え方

### 1. 目的

モニタリングは当市における指定管理者間の優劣を測るものではなく、市と指定管理者の経営意識を高め、市と指定管理者が現状を相互に把握し、具体的な改善を行うためのものである。

また、結果を市民に公表することで当市の指定管理者制度をより充実したものにす。

この評価により、指定管理者の選定での有利・不利は生じない

### 2. 総合評価の考え方

モニタリング指標から総合的な評価をコメントで記入し、最終的に5段階で達成状況を決定する。

#### 5段階の達成状況の考え方

5段階評価は絶対評価とし、相対評価（S = 全体の5%のような考え方）とはしない。

S：協定内容以上の業務（事業運営・施設管理など）を実施しており、モニタリング指標が極めて優れている場合

先進的な施設の事業運営・施設管理が行われ、全国的に指定管理者の模範となるもの。

A：協定内容どおり業務（事業運営・施設管理など）を実施しており、モニタリング指標が良好な場合

2段階評価が全て「適正である」かつ、3段階評価のうち半数以上が「A」であり、全般的に当初の事業計画以上のレベルで、管理運営手法・業務が実施されたもの。

B：協定内容どおり業務（事業運営・施設管理など）を実施しており、モニタリング指標が概ね良好な場合

2段階評価においてほとんど「適正である」かつ、S・A・C・Dに当てはまらないもの。

C：協定内容の業務（事業運営・施設管理など）に一部不履行がある場合など

2段階評価に「適正でない」が多く含まれるもの。もしくは、3段階評価がほぼ「C」であるもの。

D：協定内容の業務（事業運営・施設管理など）に相当な不履行がある場合

条例及び基本協定書にある指定管理者の指定の取消しや業務の停止を行ったもの。

### 3．指導と評価の関係について

1．目的で述べたとおり、市と指定管理者が共に協力し、指定管理者制度をより良いものとしていくことがモニタリングの主目的である。

よって、本年度については明らかな協定不履行にあたらないものについては、モニタリングのヒアリング時などに合わせて指導を行い、即時改善がなされたものについては、改善後の状態を評価することとしたい。